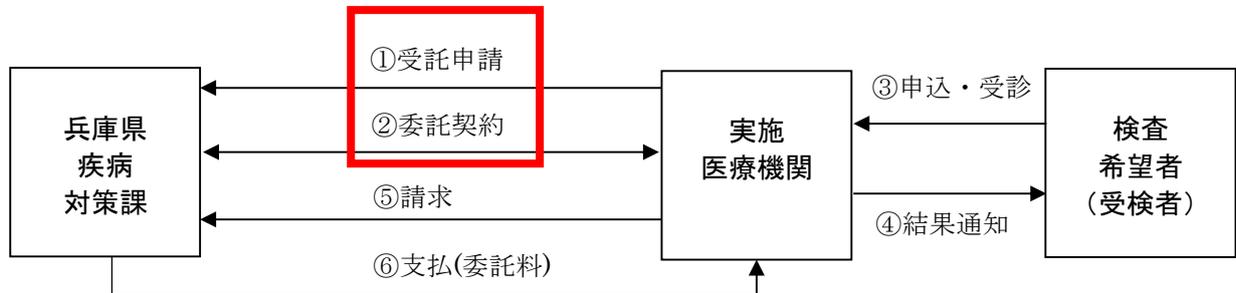


## 令和8年度兵庫県肝炎ウイルス検査事業の 流れについて（医療機関向け）＊電子契約版

事業の主な流れ

**＊委託契約を行ってから検査を実施してください。**



### ① 受託申請（必須）

県のホームページ「医療機関における肝炎ウイルス無料検査について」より、受託申請（e-ひょうご）を行ってください。

ホームページURL

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hw12\\_000000082.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hw12_000000082.html)

### ② 委託契約

県と実施医療機関で委託契約を締結します。今年度より電子契約を実施します。

**電子契約について（重要）**

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk51/dennsshikeiyaku.html>

（1）①の受託申請後、県に以下の書類を郵送してください

1. 電子契約利用同意書
2. 納税証明書（兵庫県税（3））

（2）（1）の書類を確認できましたら、電子契約署名権限者あてに契約書をSMBCクラウドサインを通してメールにて送付します。契約条項をご了承のうえ、「同意して確認完了」ボタンをクリックしてください。



以上で合意締結が完了します。

令和8年4月1日より検査実施可能です。

### ③ 申込・受診

検査希望者（以下、「受検者」という。）は、県のホームページ「医療機関における肝炎ウイルス無料検査について」より、「兵庫県肝炎ウイルス検査受診申込書兼結果報告書(様式第1号)（以下、「様式第1号」という。）」をダウンロードし、必要事項を記載。実施医療機関に電話等で予約を行ったうえで、予約当日に様式第1号を実施医療機関に提出します。実施医療機関は、HBs抗原精密検査およびHCV抗体検査、必要に応じてHCV核酸増幅検査を実施してください。

### ④ 結果通知

検査結果を口頭または電話等で受検者に伝えてください。

\* 肝炎ウイルス検査のみ実施の場合、検査から結果通知まで無料で行ってください。

### ⑤ 請求

実施医療機関は、次の書類を原則検査を実施した月の翌月10日までに県に提出し、請求してください。ただし、検査結果判明の時期が検査日や検査機関等により異なるため、前々月以前の請求書についても前月検査分とみなします。

（必要書類）

- ・ 兵庫県肝炎ウイルス検査事業委託実施状況報告書兼請求書（別紙様式1）
- ・ 様式第1号

### ⑥ 支払

県は、請求書類等に不備がないことを確認した場合は、実施医療機関に委託料を支払います。委託料は次のとおりです。

検査項目	実施単価
HBs抗原精密、HCV抗体検査	3,740円
HBs抗原精密のみ	2,720円
HCV抗体検査のみ	2,860円
HCV核酸増幅検査 追加	5,200円

※上記単価に消費税及び地方消費税、事務処理費は含まれておりません。いずれも別途お支払いいたします。

※診療報酬の改定等により、委託料が変動する場合があります。